

福岡県医発第 1709 号(総)

平成 17 年 12 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



輸液ポンプの承認基準の制定に伴う医療機関等の対応について

標記につきまして、日本医師会より別添のとおり通知が参りました。

本件は、輸液セット及び輸血セット並びに輸液ポンプの 1ml あたりの滴数の規格について、平成 17 年が 3 月 25 日付厚生労働省告示及び平成 17 年 11 月 24 日付厚生労働省医薬食品局長通知によって 1ml あたりの滴数規格が 20 滴及び 60 滴の 2 規格のみとされたことに伴い、経過措置期間が終わる平成 21 年 4 月 1 日以降 1ml あたりの滴数の規格が 15 滴及び 19 滴の輸血セット等の使用ができなくなることから 1ml あたりの滴数の規格が 15 滴及び 19 滴の流量設定のある滴下制御方式の輸液ポンプを使用している医療機関等に対し、輸液ポンプの流量設定の変更等について当該輸液ポンプ製造販売業者と相談するよう都道府県衛生主管部（局）長に対して通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和・島田昇二郎

平成 17 年 12 月 13 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

田 島 知



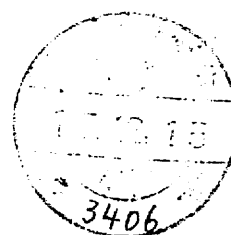
輸液ポンプの承認基準の制定に伴う医療機関等の対応について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局総務課長並びに医薬食品局安全対策課長より都道府県衛生主管部（局）長に対し標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がなされました。

本件は、輸液セット及び輸血セット並びに輸液ポンプの 1 m l あたりの滴数の規格について、平成 17 年 3 月 25 日付厚生労働省告示及び平成 17 年 11 月 24 日付厚生労働省医薬食品局長通知によって 1 m l あたりの滴数規格が 20 滴及び 60 滴の 2 規格のみとされたことに伴い、経過措置期間が終わる平成 21 年 4 月 1 日以降 1 m l あたりの滴数の規格が 15 滴及び 19 滴の輸血セット等の使用ができなくなることから 1 m l あたりの滴数の規格が 15 滴及び 19 滴の流量設定のある滴下制御方式の輸液ポンプを使用している医療機関等に対し、輸液ポンプの流量設定の変更等について当該輸液ポンプ製造販売業者と相談するよう都道府県衛生主管部（局）長に対し通知するものです。

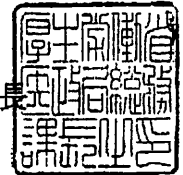
つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。



医政総発第 1124002 号
薬食安発第 1124004 号
平成 17 年 11 月 24 日

日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



輸液ポンプの承認基準の制定に伴う医療機関等の対応について

標記について、別添のとおり各都道府県、政令市、特別区の衛生主管部（局）長あてに通知したので、お知らせします。

つきましては、貴会会員施設に対して御周知くださいますようお願いいたします。

(別添)

医政総発第 1124001 号
薬食安発第 1124003 号
平成 17 年 11 月 24 日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

輸液ポンプの承認基準の制定等に伴う医療機関等の対応について

輸液セット及び輸血セット（以下「輸液セット等」という。）並びに輸液ポンプの 1 mL あたりの滴数の規格については、平成 17 年 3 月 25 日付け厚生労働省告示第 112 号及び平成 17 年 11 月 24 日付け薬食発第 1124002 号医薬食品局長通知により、いずれも 1 mL あたりの滴数の規格が 20 滴及び 60 滴の 2 規格のみとされたところである（経過措置期間は平成 21 年 3 月 31 日まで）。

これに伴い、平成 21 年 4 月 1 日以降は、1 mL あたりの滴数の規格が 15 滴及び 19 滴の輸液セット等は製造販売されず、同規格の輸液ポンプは適正に使用することができなくなる。

については、医療安全の確保を図る観点から、1 mL あたりの滴数が 15 滴及び 19 滴の流量設定のある滴下制御方式（輸液セット等の滴数から流量を制御するもの）の輸液ポンプを使用している医療機関等にあつては、輸液ポンプの流量設定の変更等について、当該輸液ポンプの製造販売業者に相談されるよう、貴管下の医療機関等に周知方お願いします。